

<個人・医療法人>

A22 「雑所得」として、個人所得税の課税対象となります。

個人の所得税を計算する上では、「収入」を種類ごとに分類することになります。

そしてその「収入」の種類ごとに経費を差し引いたり特定の計算をしたりして、「所得」を算出します。「所得」の種類は、「利子所得」「配当所得」「不動産所得」「事業所得」「給与所得」「譲渡所得」「一時所得」「雑所得」「山林所得」「退職所得」の10種類です。

病医院を経営している医師が受領する原稿料や講演料は、このうち「雑所得」に該当します。